

平成 21 年 6 月 1 日

各郡市協会・連盟 様

長崎県バドミントン協会
審判部長 古賀 広行

平成 26 年開催の国体に向けた審判員の養成及び維持確保について（お知らせ）

現在審判部では、平成 26 年度ながさき国体に向け、審判員養成及び技術向上事業を行ってま
す。しかし、平成 20 年度末現在、新規審判員資格取得者の不足、上級審判取得者の不足及び取得
困難（資格取得後の経過年数が必要）、3 級審判員資格の維持更新の低下が続いている状態です。

そこで、新規審判員取得及び更新者の維持・技術向上のために、講習会の開催及び更新者への
補助金助成（ポイント制）・派遣審判手当等を明確化しましたのでお知らせいたします。

1 講習会開催について

新規取得の講習会については、基本的に 1 年に 2 回（別々の郡市内）以上の審判講習会を開
催実施する。

2 更新時の案内について

更新者には、更新時に本人宛、更新手続きの案内文を送付する。

3 審判取得者へのポイント制導入について

審判資格更新者へ更新時の更新料を補助する。（ポイント制導入）

(1) 対象者

審判員有資格者、県内協会及び連盟役員

（県主催の大会及びそれに準ずるもの。国体県予選・高校総体・中総体・県外派遣審判・・・）

(2) ポイント付与

・ 1 大会（1 日単位）の審判に付き、1000 ポイント。

・ 1 大会開催（1 日単位）に役員として任務したのものについて、1000 ポイント。

(3) ポイントの換算

1 ポイントを 1 円と換算（1000 ポイント＝1,000 円）

(4) ポイントの最大還元額及び還元期間

最大還元額・・・各級審判更新料額

還元期間・・・資格有効期間内

(5) 更新手数料（県協会へ）

一律 500 円（級に関わらず更新者すべて一律）

(6) ポイントの確認方法

審判手帳に、大会名及び審判長の押印がなされていなければならない。（審判手帳の写しの
提出により確認）

4 派遣審判員への手当について

審判への手当では、審判の級別に支給する。

(1) 1級・2級審判取得者

日 当・・・2500円/日（県協会1000円補助）

交通費・・・開催地及び開催連盟負担（派遣員の住所によって異なる）

弁 当・・・開催地及び開催連盟負担

(2) 3級審判取得者

日 当・・・2000円/日（県協会500円補助）

交通費・・・開催地及び開催連盟負担（派遣員の住所によって異なる）

弁 当・・・開催地及び開催連盟負担

(3) 未取得者及び取得失効者

日 当・・・1500円

交通費・・・開催地及び開催連盟負担（派遣員の住所によって異なる）

弁 当・・・開催地及び開催連盟負担

5 更新料について

(1) 1級（5年更新） 15,750円（最大必要ポイント16000ポイント）

(2) 2級（3年更新） 7,875円（最大必要ポイント 8000ポイント）

(3) 3級（3年更新） 5,250円（最大必要ポイント 6000ポイント）

(4) それぞれ更新手数料 500円

(5) 新規取得者については、従来どおり個人負担。

(6) 上級取得者については、ポイントを活かし補助。

★ ポイント制の資格更新料必要額の例★

3級資格更新の場合（更新料額 5,250円）

1 取得ポイント 6,000ポイント（6,000円相当）の場合
必要となる更新料 500円

2 取得ポイント 3,000ポイント（3,000円相当）の場合
必要となる更新料 2,750円（5,250円－3,000円＋更新料500円）